

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
まん延防止等重点措置の公示がなされた場合の和歌山県の対処方針（案）

県内において、感染力の非常に強いオミクロン株の感染が本年初めに確認され、感染が急拡大し、県内全域に感染が広がるおそれがあることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき、政府に対し、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示するよう要請する。

本県への適用が決定された場合の対応は、下記のとおりとする予定です。

記

1. 県知事が指定するまん延防止等重点措置の措置区域 県内全域
2. 期間 特措法第31条の4第3項に基づき、国が公示する期間
3. 県民・事業者への要請のうち主なもの
 - (1) 飲食店等※への営業時間短縮等【法31条の6第1項】

※食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、営業する店舗（デリバリー、テイクアウト専門店等は除く）

 - ① 第三者認証店（以下「認証店」という。）以外の飲食店等については、営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供は行わないこと。
 - ② 認証店については、次のいずれかを選択して対応すること。
 - ア 営業時間を午前5時から午後9時までの範囲内とし、酒類の提供を可能とする。
ただし、酒類の提供は午後8時までとする。
 - イ 営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供は行わないこと。
 - ③ 飲食の際の人数は、同一グループの同一テーブルでの使用を4人以下とすること。（認証店のうち県に制度適用を登録した事業者が対象者全員検査を実施した場合は5人以上も可能。）【法24条第9項】
 - (2) 施設の使用制限等【法31条の6第1項】

入場する者の整理、入場する者に対するマスクの着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止及び会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）を実施すること。
 - (3) イベントの開催制限【法24条第9項】

参加者が5,000人を超えるイベントの主催者等は、開催の2週間前を目途に感染防止安全計画を提出し、県の確認を受けるとともに、開催後は速やかに結果報告の提出を行うこと。

また、参加者が1,000人を超えるイベントの主催者等は、開催予定報告書を提出すること。
 - (4) 外出・移動
 - ① 不要不急の外出を自粛すること。【法24条第9項】
 - ② 不要不急の都道府県間の移動、特にまん延防止等重点措置区域との往来は、極力自粛すること。（対象者全員検査を受けた者は除く。）【法24条第9項】
 - ③ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと。
【法31条の6第2項】